

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
【部門区分】第7部門第3区分
【発行日】令和3年7月26日(2021.7.26)

【公開番号】特開2020-28039(P2020-28039A)
【公開日】令和2年2月20日(2020.2.20)
【年通号数】公開・登録公報2020-007
【出願番号】特願2018-152321(P2018-152321)
【国際特許分類】

H 0 1 Q 13/08 (2006.01)

H 0 1 Q 1/44 (2006.01)

G 0 4 R 60/12 (2013.01)

G 0 4 G 21/04 (2013.01)

【F I】

H 0 1 Q 13/08

H 0 1 Q 1/44

G 0 4 R 60/12

G 0 4 G 21/04

【手続補正書】

【提出日】令和3年5月21日(2021.5.21)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

板状の第1電極と、前記第1電極に垂直な方向から見た平面視において前記第1電極と重なる位置に配置される板状の第2電極と、前記第1電極と前記第2電極とを短絡する短絡部と、を有するアンテナと、

平面視で前記第1電極と重なる位置に配置される板状の導体部と、を有し
前記第2電極は、側面視で前記第1電極と前記導体部との間に配置され、
前記第2電極と前記導体部とを電氣的に接続する接続部、
を有する電子機器。

【請求項2】

前記平面視において、前記第1電極の重心を通る仮想の第1直線上に前記短絡部が配置され、

前記平面視において、前記重心を通り前記第1直線と直交する仮想の第2直線上に前記接続部が配置され、

前記平面視において、前記短絡部、前記接続部、および前記重心は、互いに重ならない、

請求項1に記載の電子機器。

【請求項3】

前記アンテナと電氣的に接続される回路基板と、
内部導体と前記平面視で前記内部導体を包囲する外部導体とを有する同軸ケーブルと、
を有し、

前記導体部は、前記回路基板に設けられる導電性の薄膜であり、

前記接続部は、前記外部導体であり、

前記回路基板は、前記内部導体によって前記第1電極と電氣的に接続される、

請求項 1 または 2 に記載の電子機器。

【請求項 4】

前記第 1 電極、前記第 2 電極、前記導体部のうち 1 または複数が、導体板である、
請求項 1 から 3 のいずれか一つに記載の電子機器。

【請求項 5】

前記第 1 電極、前記第 2 電極、前記導体部のうち 1 または複数が、非導体の基板に設けられる導電性の薄膜である、

請求項 1 から 3 のいずれか一つに記載の電子機器。

【請求項 6】

板状の第 1 電極と、前記第 1 電極に垂直な方向から見た平面視において前記第 1 電極と重なる位置に配置される第 2 電極と、前記第 1 電極と前記第 2 電極とを短絡する短絡部と、を有するアンテナと、

前記平面視で前記第 1 電極と重なる位置に配置される板状の第 1 導体部材と、前記平面視で前記第 1 電極と重なる位置に配置される板状の第 2 導体部材と、前記第 1 導体部材と前記第 2 導体部材とを電氣的に接続する接続部とを有する導体部と、を、有し、

前記第 2 電極は、側面視で前記第 1 電極と前記導体部との間に配置される、
電子機器。

【請求項 7】

前記第 2 電極と前記第 1 導体部材との間の最短距離は、前記アンテナの共振周波数の波長の 10 分の 1 以下である、

請求項 6 に記載の電子機器。

【請求項 8】

前記第 1 電極、前記第 2 電極、前記第 1 導体部材、前記第 2 導体部材のうち 1 または複数が、導体板である、

請求項 6 または 7 に記載の電子機器。

【請求項 9】

前記第 1 電極、前記第 2 電極、前記第 1 導体部材、前記第 2 導体部材のうち 1 または複数が、非導体の基板に設けられる導電性の薄膜である、

請求項 6 または 7 に記載の電子機器。

【請求項 10】

前記接続部が、複数設けられる、

請求項 1、2、6、7、8、または、9 に記載の電子機器。

【請求項 11】

前記電子機器は、電子時計であって、

前記アンテナが配置される金属ケースを有する、

請求項 1 から 10 のいずれか一つに記載の電子機器。

【請求項 12】

前記金属ケースと前記導体部とを電氣的に接続する金属ケース接続部を有する、請求項 11 に記載の電子機器。

【請求項 13】

前記アンテナで受信した信号を処理する受信回路を備え、

前記アンテナは、給電部を備え、

前記第 1 電極と前記受信回路とは、前記給電部を介して電氣的に接続され、

前記給電部は、前記第 2 電極とは離間している、

請求項 1 から 12 のいずれか一つに記載の電子機器。